

第53回 基本計画部会 議事録

1 日 時：平成26年10月20日（月）14:31～15:01

2 場 所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、中島部会長代理、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議事

- (1) 平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第I期基本計画関連分）について
- (2) 未諮問基幹統計の確認に対する取組方針について
- (3) その他

5 議事録

○西村部会長 ただ今から第53回基本計画部会を開催いたします。

本日は中山委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認いたします。

資料1 「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第I期基本計画関連分）」

(案)」。

資料2「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針(案)」を用意しました。

以上です。

○西村部会長 前々回の8月5日、前回の9月10日の基本計画部会での審議を踏まえて、私と事務局で平成25年度の統計法施行状況に関する審議報告書(第Ⅰ期基本計画関連分)の案を作成いたしました。

本日は、作成した審議結果報告書の案について審議をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料1「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅰ期基本計画関連分)(案)」を御覧ください。

まず、報告書案の全体構成につきまして説明させていただきます。

目次を御覧ください。本報告書は大きく分けて本編と資料編の2部構成となっております。

本編では、検討の経緯と審議結果を概観しております。

資料編では、審議で使用された資料を付けております。

それでは、本文の説明へ移ります。

3～4ページが検討の経緯等です。ここには統計委員会が平成25年度統計法施行状況について検討した経緯などを記載しています。

まず「1 検討の経緯」で、統計法の定めによって総務大臣から統計委員会に報告された法施行状況について審議したことを記載しています。

次に「2 今年度の審議の対象」の項に移ります。今年度は審議対象として従前行ってきた第Ⅰ期基本計画に掲げる施策の取組状況の評価のほか、第Ⅱ期基本計画において新たに統計委員会が実施することとされた事項が加えられたことをここで述べております。

「3 審議の進め方」では、6月の基本計画部会での決定事項を書いています。具体的には第Ⅰ期基本計画の取組状況については、①平成25年度末までに実施予定とした事項及び②第Ⅱ期基本計画期間に継続実施が見込まれるとした事項に絞り、そのうち国民経済計算の整備、行政記録情報等の活用に関する事項について集中的に審議することとしたこと。それから、統計リソースの確保と有効活用について詳細な説明を求めたことをここに書き記しております。

4ページ目に「4 審議経過」を記載しています。

続きまして「Ⅱ 審議結果」に移ります。

まず5～7ページ目に、国民経済計算の整備に関する審議についてまとめました。

最初に「(1) 審議の対象とした背景」を述べています。ここではSNA、国民経済計算が一国全体の経済状況を鳥瞰する上で重要なだけでなく、統計体系における中心的な役割を有していること。それから、平成25年度の取組の多くは、第Ⅱ期基本計画に引き継がれています。そこで今後の取組をより確実なものにすること、それから、国民への説

明責任を果たすという観点から、平成25年度における検討状況と今後の方向性の詳細な内容を説明してもらうことといたしました。

具体的には5つの事項に関して確認を行いました。

「(2) 審議の内容、評価等」において、5つの事項に分けて記載しています。

最初の「ア 平成24年経済センサスー活動調査の利用等」については、5ページ目の①、②のことを確認して妥当であると判断しました。その①、②というのは、第1が平成24年経済センサスの結果は、製造業部門の推計に利用しました。次回の平成28年経済センサスは、調査実施時期の関係からSNAの加工推計には利用できないために、経済産業省の生産動態統計等による推計を用いることとなり、その推計精度の向上については今年度以降、引き続き取り組んでいくという方針となっています。

2番目が、平成24年経済センサスの結果ですが、これは平成23年産業連関表の作成で活用され、その精度向上を通じてSNAの次回基準改定において精度向上につながることを期待されています。

ページをめくり、冒頭「イ 供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上」については、生産側GDPと支出側GDPとの間にある統計上の不突合について、この供給・使用表の枠組みを活用して改善を図ること等、現在の取組状況、今後の方針について確認して妥当であると判断しました。

続いて「ウ 生産側、分配側四半期速報の開発」では、推計対象、推計手法などについて検討状況を確認しました。そして、その公表に際してユーザーが混乱しないようにコミュニケーションを十分に図る必要があること。それから、四半期三面推計の推計手法、推計結果については、将来、統計委員会に示して、そこで議論することを要請したこともここに記してあります。

「エ 建設部門産出額の推計方法の見直し」についても、方針を確認し、妥当であると判断しました。

7ページ、最後に「オ 産業連関表と一次推計との連携」については、産業連関表作成府省庁から経済センサス実施省へ出した要望内容と、その回答状況について確認しました。それに関して最後に書きましたが、課題の実施が困難な状況にある場合には、その理由を十分に掘り下げて問題点を明らかにし、国民から見て分かりやすい議論を行い、今後の取組への検討材料とする必要があるという指摘を記述しています。

8ページ「2 行政記録情報等の活用」に移ります。

まず「(1) 審議の対象とした背景」ですけれども、行政記録情報等の活用は重要な取組みであることから、2つ、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査、それから、税務データの特別集計の検証結果、この2つについて集中的に審議したことをまとめています。

「(1) 審議の対象とした背景」のイのところには、税務データの特別集計結果について、今回報告された検証結果は、平成23年度法施行状況審議において行うこととされたも

のであるという経緯を少し記述いたしました。

「（２）審議の内容、評価等」についてです。

まず「ア 実態調査について」です。そこでは①と②、２つです。行政記録情報等の活用が図られている統計調査について、それから、活用が検討されている統計調査についての報告を受け、実態調査の充実等に向けた留意事項を３点記載しました。その３点は９ページ目の上に①から③として書いています。

第１が、行政記録情報等の統計作成への活用は、継続的に実施するとともに、活用件数に加え、活用するための条件や経緯などを整理すること。

第２が、行政記録情報等が活用できない場合、活用に向けて必要な条件を整理・検討すること。

第３が、行政記録情報等の活用効果については、定量的なデータも含め、可能な限り具体的に把握し、他の行政記録情報等の活用に関する検討材料とすることとしています。

続きまして「イ 税務データの特別集計結果について」です。これについては国税庁と経済産業省から詳細な検証データに基づく、その下の①から④の説明がありました。

第１に、電子化されている情報が所得金額及び税額等で経済統計が必要とする売上高とは概念が異なっていること。

第２に、統計調査の地域別、産業別の定義が統計調査の定義と一致するとは限らないこと。

第３に、売上高などの調査項目について、数値の妥当性チェックや欠測値の補完などのために活用することは、推計作業が必要となり、従来の手法よりも非効率であること。

第４は、秘匿扱いとなる箇所が一定程度存在しており、実用性が乏しいこと。

これらが説明されました。

その後の質疑を通じて、税務データの電子化、この平成23年度施行状況報告の審議に基づいて行われたものですが、税務データの電子化等の現状から活用できるデータに限られていることもあり、現時点での活用は困難であることはやむを得ないと判断されました。

ただ、９ページの下ですが、税務データの活用については報告者負担の軽減、統計作成の効率化という観点から、中長期的にも実現を目指すべき重要な課題である。ですので、多面的に可能性を検討することや、会社標本調査の活用可能性も踏まえて、情報共有や特別集計による税務データの活用余地の検討に引き続き取り組むことが必要ということを書いていきます。

10ページ目は、最後にこの行政記録情報等の活用に関する今後の対応をまとめています。

行政記録情報等の活用については、報告者負担の軽減や統計作成の効率化等の観点から、今後とも重要な取組である。その活用の実現性は法令上の制約、電子化の状況がポイントとなりますが、そのために実態調査の充実を図るとともに、府省間で活用事例を情報共有していくこと。活用可能性のある行政記録情報等の電子化の状況等を情報共有していくことが重要であるということを書いていきます。

また、統計委員会としては、今後の個別諮問審議においても、行政記録情報等の活用可能性を重点的に検討するということと、適宜情報共有を図る場を設けるなど、所要の措置を講ずることとする。また、平成26年度以降の政府全体の行政記録等の活用について、毎年の法施行状況を通じて、具体的な取組状況を確認していくことが重要であるとまとめています。

以上です。

○西村部会長 ただ今御説明いただきました審議結果報告書案について、御意見、御質問等がございましたらよろしく申し上げます。

それでは、もう既に何度も議論したことでもありますので、特段の御意見もないようですので、本日お示ししました案を基本計画部会として決定し、統計委員会に報告したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 ありがとうございます。

まとめで繰り返しますと、まず国民経済計算については、推計精度の向上に今後も継続して努めてほしいというのが第1点。

第2点は、行政記録情報等の活用については、引き続き電子化の状況等を踏まえながら、府省間での情報共有を図り、取組の推進に努めてほしいということです。

特に今回の審議では会社標本調査を説明していただきましたので、その活用方法を今後総務省統括官室を中心として、関係府省で検討していただきたいと思います。

また、行政記録全般については、各統計の活用上の問題と対応策について、総務省が来年度の法施行状況調査において、具体的に調査するようお願いしたいと思います。

これも大事な点なのですが、それらの検討状況については、間を置かずに統計委員会の委員にも紹介してほしいと思います。

統計委員会としても適宜情報共有を図るとともに、毎年度の法施行状況報告を通じてフォローアップしていきたいと考えております。

事務局も活用上の問題を踏まえた上で、行政記録を統計にどのように活用できるのかなどについて勉強し、例えば四半期に一度、委員に報告していただきたいと思います。

それでは、この後、開催されます統計委員会に報告いたしまして、正式に決定したいと思います。

また、記者クラブにも配付したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。本年3月に閣議決定されました第Ⅱ期基本計画部会では、統計委員会が重点的に実施する事項の1つとして「これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心にした見直し状況等の確認」という項目が盛り込まれました。第Ⅱ期基本計画を踏まえ、6月10日の基本計画部会で決定した「平成25年度統計法施行状況報告書に関する審議の進め方について」に記載のとおり、10月に第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項の取組方針を決定するとされていることですので、資料

2のとおり「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針（案）」を作成いたしました。事務局から説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 未諮問基幹統計の確認については、6月の基本計画部会で審議の進め方というものを決定して以降、今回が初めてなのですけれども、今回その取組方針を議論いただいて、次回11月の部会で具体的な統計のスケジュールというものを決めていただきたいと思います。

資料2、横型の「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針（案）」の表紙をめくって1ページ目を御覧ください。上段ですが、確認の根拠として第Ⅱ期基本計画の記述を抜粋しております。

統計法第55条第3項の規定に基づき、下の段ですけれども、社会経済情勢の変化、経済構造統計を初めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認するものです。

下段に確認の趣旨を書きました。このレビューをすることにより、各府省で進めている品質保証の取り組みに基づく所管統計の見直し・改善に資することを趣旨としています。そこで統計作成府省においても、ここで専門家の知見を得る機会として活用してもらえたらと思います。

2～3ページには、確認の視点を挙げています。

2ページ目は、そのうち公的統計の品質評価の要素についてで「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の事項を書いております。

3ページ目は、基幹統計の法定要件として統計法の要件を上にも書いています。下の枠の中には、第Ⅰ期基本計画における基幹統計の判断要素の例を記載いたしました。

それでは、これまで諮問されたことがない基幹統計は何かというものについては、4ページ目を御覧ください。現時点で20の統計があります。ただ、確認前に諮問を行われる予定となった統計については、確認の対象から除外いたします。

次に、具体的な確認の進め方に移ります。資料では5ページ目となります。

まず基本的な方針です。確認は基本計画部会で実施し、取りまとめます。平成30年度については、次の基本計画に関する審議が見込まれることから確認を行わず、確認は今年度26年度から29年度までの4年間に実施することとします。

各年度とも基本計画の施行状況審議が終了した後、年度後半に確認する。

実施方法についてですけれども、今回、初めての取組であるので、今年度の取組結果を踏まえて、また適宜見直しを図っていかれたらと思います。

6ページは、そのうち今年度の進め方についてです。今年度の確認スケジュールをそこに挙げましたが、本日、確認に対する取組方針を決定していただきます。そして、次回、具体的なスケジュールを決定いたします。そして12月、1月、2月と3回の部会で確認をしていただき、そして審議結果報告書の取りまとめを3月に行うことを想定しております。

各回の確認のための審議の流れですけれども、この資料の最後のページを御覧ください。右肩に資料2の参考2と書いてあります。未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料のイメージ（案）というもののなのですが、品質評価の視点や基幹統計としての要件の充足状況についても読みとれるような内容の基礎資料を、関係府省の御協力を頂きながら作成いたします。そして、審議の3週間前をめどに各委員に配付いたします。それについて委員から事前に御質問や御意見などを頂ければと思います。

そして、事前に御提出いただいた質問、意見に基づいて、審議の時間が限られていますので、論点をある程度絞って審議していきたいと思っております。

6ページ目に戻っていただきまして、6ページ目の下を書いてあることが今、御説明したものです。

7ページ目、先ほどまだ諮問にかかっていない統計が20ありました。これを4年間で審議することになるのですが、各年にどの統計を審議するかということですが、これについては先ほど最後のページを見ていただきましたが、そのページの終わりから2番目のページに、右肩に資料2の参考1と書いてあります「未諮問基幹統計の一覧（作成府省別）」という表があります。これを御覧いただきながら御説明いたします。

各年度にどの統計を審議するかについての基本的な考え方ですけれども、統計の利用面というものを考えまして、今の資料2の参考1の表の右から2番目の列に統計分野（総務省のHP e-Stat）と書いてありますが、e-Statにある分野に区分して、その年度の確認が特定の分野に偏らないように配慮してはどうかということが1点目です。

周期統計調査、今のe-Statの分野がある左側に調査年、調査周期というものがありますが、周期統計調査によるものについては、調査実施年度の翌年度に確認するというものです。周期統計はその中の地方公務員給与実態統計と学校教員統計が当たります。

複数の統計が該当する分野については、旧統計審議会における前回答申年月の順に確認を進めることを原則とする。その統計審議会の最終答申日は、先ほどの表の一番右側にございます。

平成27年中に諮問審議等が想定される統計については、平成28年以降に確認することとして、正式に諮問が行われた段階で確認対象から除外します。ですので、諮問審議が想定されているものについては、確認予定としますけれども、正式に諮問というものが行われた段階で、そこから除くということになります。

最後ですけれども、年度ごとの統計作成府省、部局の負担ですとか、基本計画部会における審議の平準化といったことにも配慮して、全体の確認年度を調整していきたいと思っております。

7ページに戻っていただきまして、今、上のポツについて説明をいたしました。最後の●ですけれども、上の考え方に基づいて次回11月に具体的なスケジュールを御議論いただいて、決定しますが、平成27年度以降の確認スケジュールについては、その対象となる統計の諮問審議状況を勘案して、必要に応じて変更もあり得るかと思っております。

8 ページ目が最後に確認結果の取りまとめについてです。各年度とも前年度の統計法施行状況報告審議の1つとして、年度内に結果報告を取りまとめて公表します。

各年度の結果報告を蓄積し、必要に応じて次の基本計画にも反映しますし、また、確認の過程で得られた知見というものは、個々の諮問審議にもいかしていきたいと思っています。

また、この確認において改善を求める事項が指摘された場合、ある程度自律的な改善を図るために一定の期間が必要であることから、次年度以降の統計法施行状況審議の中で適宜フォローアップをしていくこととします。

以上です。

○西村部会長 ただ今の事務局からの説明のとおり、本日、取り決め方針を決めた後、具体的なスケジュールについては事前に皆様に提示した上で、11月の基本計画部会で決定する予定です。

それでは、この件について御質問等があればお願いいたします。

方針については特段の修正意見もないようですので、本日お示しした案を基本計画部会として決定したいと思いますのですが、御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございます。

では、未諮問基幹統計の確認に対する取組方針については、案のとおり御了承いただきましたので、今後はこれに沿って確認を進めていくこととしたいと思います。

先ほど申しあげましたように、次回の部会で具体的な審議スケジュールの案をお示しし、決定いただくことにしたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

この未諮問基幹統計の確認は、第Ⅱ期基本計画にも盛り込まれている新たな取り組みであります。関係府省におかれては、資料作成や部会での説明など御協力をお願いすることが出てくるかと思えます。その際には何とぞ御協力いただきますようお願いいたします。

予定された議事が終了いたしましたので、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、11月17日月曜日、14時30分から開催予定の統計委員会終了後に、本日と同様にこの会議室において開催します。詳細は別途お知らせいたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。

引き続き、統計委員会を開催いたしますので、御協力をお願いいたします。